

## 令和4年村上市議会第3回定例会会議録（第3号）

### ○議事日程 第3号

令和4年9月30日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第 95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第 96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第 97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第 98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第 99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更について  
議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定について
- 第 5 議第105号 市道路線の認定について  
議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）  
議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）  
議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）  
議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について  
議第115号 令和3年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第116号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第117号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定について  
 議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定について  
 議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定について  
 第8 議第124号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第9号）  
 第9 議第125号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第4号）  
 第10 議第126号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）  
 第11 議第127号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）  
 第12 議第128号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）  
 第13 議員発議第7号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、  
 私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について  
 議員発議第8号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、  
 私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について  
 第14 議員発議第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について  
 第15 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
14番	川村敏晴君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	19番	佐藤重陽君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君

22番 三田敏秋君

---

○欠席議員（2名）

13番 鈴木いせ子君

16番 川崎健二君

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
財政課長	長谷部俊一君
企画戦略課長	大滝敏文君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	板垣敏幸君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	押切和美君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	小川良和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	須貝民雄君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	稲垣秀和君
会計課課長補佐	伊藤良子君
農業委員会事務局長	八藤後茂樹君
監査委員事務局長	太田尚美君
消防長	田中一栄君
学校教育課長	渡辺律子君
生涯学習課長	平山祐子君

荒川支所長	平	田	智枝子	君
神林支所長	加	藤	誠一	君
朝日支所長	岩	沢	深雪	君
山北支所長	大	滝		君

---

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治夫
事務局次長	鈴	木	渉
書記	中	山	航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。鈴木いせ子議員からは病気療養のため、川崎健二議員からは入院加療のため、それぞれ欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、高田晃君、12番、尾形修平君を指名いたします。ご了承をお願いします。

---

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

令和4年8月3日からの大雨による災害への対応につきましては、本定例会初日に申し上げたところではありますが、その後の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。これまでの間、市では被災された市民の皆様の生活再建に向けた取組を最優先に進めてまいりました。加えて、道路や河川、上下水道といった生活インフラの応急復旧はもちろんでありますが、農地や農業関連施設、林地や林道等の産業基盤の一日も早い復旧を目指して取組を進めてきたところでもあります。そうした中、国・県をはじめ、地元建設業協会を中心とした管工事・電気工事・建築といった各業界団体の皆様からは、被災した住宅はもちろんでありますが、市民生活の基盤であるインフラの復旧に向けて最優先でお取組をいただいております。心より感謝を申し上げる次第であります。また、被災された皆様をご支援いただくため、全国各地から多くのボランティアの皆様が本市で活動していただいております。被災者の生活再建に大いなるお力をいただくとともに、被災された市民の皆様へ寄り添っていただきながら、復興に向けて固い絆を結ばさせていただいたと感じているところでもあります。改めて感謝を申し上げます。今後、復興に向けての取組が本格化してまいります。既に国・県と連携しながら、被災された市民の皆様への生活再建に向けた支援、また各産業界に対する支援等についての制度設計を進めてまいりました。その支援の内容につきましては、これまで記者会見等を通じてアナウンスさせていただいたところでもあります。しかしながら、復興

の過程において、今後時間の経過とともにニーズも変化してくるものと考えているところであります。引き続きその時々で必要となる的確な支援を講ずるよう対応してまいることといたしております。これから道路や河川、上下水道をはじめ、農地、林道等の生活・産業インフラの復旧も本格化してまいります。本市では、既に県をはじめ、各都市自治体から職員の派遣をいただき、災害対応の作業をスタートさせているところであります。しかしながら、被災箇所が非常に多く、被災状況も多岐にわたっていることから、復興までにはかなりの期間を要することとなると考えているところであります。現在市では、このたびの大雨による災害の発災から復旧・復興までのタイムラインを策定しているところであります。住まいと暮らし、経済と産業、インフラといった大きく3つのカテゴリーごとに工程を定め、確実な復旧・復興に向けて取組の方向、その到達点を明らかにすることといたしているところであります。発災から復旧・復興までのタイムラインにつきましては、改めて市民の皆様並びに議会にご報告申し上げることといたしているところでありますので、よろしく願いいたします。復興への道のりは、いまだ緒に就いたばかりであります。がんばろう村上を復興の合い言葉に、必ずや復興を遂げてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様並びに議会の皆様には格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

初めに、避難の状況について申し上げます。現在避難指示を発令している地区の被災箇所については、応急工事を進めているところでありますが、応急工事の進捗に合わせ、安全が確認された地区から順次避難指示を解除いたしているところであります。避難指示を発令いたしておりました川部地区につきましては、条件つきで避難指示を解除していたわけではありますが、赤坂川の通水が確保されたことから、9月9日に全面解除いたしたところであります。貝附及び花立地区につきましては、土砂崩落箇所の応急工事が完了し、安全が確認されたことから、9月12日に貝附地区の一部、10世帯の避難指示のうち4世帯の避難指示を解除し、花立地区では全ての避難指示を解除いたしました。9月20日には、貝附地区の残る6世帯のうち2世帯の避難指示を解除したところであります。また、貝附地区の一部、4世帯の避難指示のうち林道の両側の土砂崩れにより孤立しておりました1世帯につきましては、林道の応急復旧対策工事を完了し、孤立が解消されたことから、本日この1世帯についての避難指示を解除いたしたところであります。これにより、現在避難指示を発令している地区は、貝附地区の3世帯15人、荒島地区の1世帯2人、梨木地区の1世帯2人、小岩内地区の36世帯127人、笹川地区の2世帯2人の計43世帯148人という状況であります。このうち全世帯の避難指示を発令しております小岩内地区につきましては、みなし仮設住宅に避難されている3世帯を除く33世帯の皆様は、先日9月13日から応急仮設住宅への入居を開始していただき、9月19日には33世帯全ての方の入居を終えていただいたところであります。これら避難指示の解除につきましては、専門的な知見により適宜判断することとして、新潟大学の災害・復興科学研究所、卜部教授による現地調査をお願いした上で避難指示を解除いたしているわけではありますが、引き続き被災箇所の応急工事の進捗に合わせてご意見を頂戴することといたしているところであります。現状の

避難の状況についてご報告申し上げましたが、これを踏まえ、神林農村環境改善センターに設置しておりました避難所につきましては、9月20日をもって閉鎖したところであります。このように現在市内には応急仮設住宅に避難されている方など、慣れない環境での生活を余儀なくされている方や、このたびの大雨災害によって被災し、これまでの日常が一変した方など、多くの被災された市民の皆様がいらっしゃいます。市では、こうした方々をサポートすることとして、被災者見守り・相談支援事業を10月1日からスタートさせることといたしました。荒川支所にむらかみ見守り支援センターを設置し、被災された皆様が安心して生活を送ることができるよう、見守りや孤立の防止、相談支援や訪問活動を通じてサポートしていくことといたしているところであります。

次に、各種の支援策についてであります。このたびの大雨による災害では多くの自動車が浸水による被害によって廃車や修理を余儀なくされています。市では、これら被災した自動車に対して、廃車1台につき10万円、1世帯5台まで、また修理費については、修理費の10%、上限を5万円と設定して支援することといたしました。また、農業用機械や農業施設もそれぞれ数百台、数百箇所レベルで被害を受けている状況であります。これら農業用機械の整備や農業施設の復旧につきましては、県の災害復旧支援制度がルール分で適用されることとなるわけではありますが、共同利用施設・機械等復旧支援、被災農業者復旧支援、地域営農体制強化支援、いずれの支援制度につきましても被災額の10分の6、6割の支援を行うことといたしております。この10分の6の補助率につきましては、県が10分の3から10分の4.5、市が10分の1.5から10分の3といった負担割合で対応することといたしているところであります。しかしながら、この県の災害復旧支援制度では、事業費40万円未満の施設の復旧や事業費20万円未満の機械修理費など、小規模の被災については対象とならないわけではありますが、市ではこれら県の災害復旧支援制度の対象外となる小規模の復旧事業については、市単独で支援することとしたところであります。このたびの大雨による災害では、小売店や飲食店、製造業や生活関連の事業者など、中小企業等の皆様も設備や施設に大きな被害を受けております。県と市では、事業者の皆様の事業継続を支援するため、県の被災中小企業等再建支援事業として、店舗の修繕や機械設備等の修理・入替えに要する経費の3分の2の補助を実施することといたしております。市では、この残る3分の1の経費について、県の支援事業に上乘せして支援を行うこととし、残る3分の1の経費の2分の1についての補助を行うことといたしました。これにより経費の6分の5まで支援を入れることができますので、被災事業者の皆様のご負担を6分の1まで低減することができると考えているところであります。事業継続のためには、今まさにこれからが正念場であります。このたびの支援制度をぜひご活用いただき、事業再建への一步を踏み出していただきたいと考えているところであります。また、これに加えて、中小企業者の皆様の事業再建を後押しするため、販売促進・にぎわい創出や商業基盤の整備など、商工会等が実施する地域のにぎわいづくりや販路拡大等に取り組む事業について、事業費の3分の2を支援することといたしました。県3分の1、市3分の1の補助率でご支援をすることといたしておりますので、事業

再建に向けての取組にご活用いただきたいと考えているところであります。これら支援策に要する経費を含め災害復旧に係る各種の経費につきましては、本日補正予算をご提案させていただいた次第であります。

また、災害義援金につきましては、去る9月5日に開催した村上市災害義援金配分委員会のご意見を踏まえ、準半壊に至らない床下浸水の被害を含め、被災の状況に応じて配分をさせていただいたところであります。第1回目の配分といたしましては、590件、1,406万円を昨日9月29日に被災された皆様にお届けをいたしたところであります。今後、第2回の災害配分委員会を10月に開催することとしておりますので、第2回目の配分を同月10月中に行うこととして予定しているところであります。

次に、災害復旧に向けた職員の状況についてであります。発災直後より県から技術職員の応援をいただいているところでありますが、市道138路線187か所、農道140か所、農地655か所、林道90路線328か所と、生活、産業の基盤であるインフラの被災箇所は多数に上っております。こうした状況を踏まえ、9月15日から林道の復旧に係る技術職員の派遣を新潟市・三条市・上越市・加茂市からいただいているところであります。今後、農道・農地や市道等の復旧作業が本格化してまいりますので、県をはじめ、県市長会、さらには全国市長会からの継続的な支援も視野に入れながら対応していくことといたしているところであります。技術職員の派遣に限らずご支援をいただいている多くの都市自治体の皆様には心より感謝を申し上げますとともに、今後も引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

一昨日、9月28日にこのたびの大雨による災害の発災後、片側交互通行、夜間通行止めの通行規制を実施しておりました国道113号の通行規制が解除されました。また、国ではこのたびの大雨による災害により甚大な被害を受けた荒川水系、河川といたしましては、烏川、春木山、大沢川等において、河川改修や下水道整備に加え、遊水機能を確保するなどの流域治水の取組を進め、浸水被害を早期に軽減するための対策を検討することとして、各水系の流域治水協議会に検討部会を設置し、具体的な対策の議論及び検討をスタートさせることとされました。現在荒川水系に設置されている荒川流域治水協議会において、具体的な作業に入ることとなりますが、第1回目の検討作業を来週、週明けの10月3日に実施することとして予定しているところであります。被災された皆様の生活を一刻も早く取り戻すことはもちろんであります。市民の皆様の安全で安心な日常を取り戻すため、本市といたしましても全力を挙げて復興に取り組んでまいりますので、市民の皆様、議会の皆様には重ねてご理解とご協力を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましてご報告いたします。全国的な感染状況といたしましては、新規感染者数及び病床使用率は減少に転じ、医療提供体制への負荷は改善傾向が続いております。こうした中、国では9月7日にそれまで10日間としていた療養期間を7日間に短縮し、9月26日には発生届の対象を65歳以上の方、入院を要する方などの4類型に限定するなど、オミクロ

ン株の特性を踏まえて、重症化リスクの高い方に対する適切な医療提供を中心とする考え方に転換を図ったところであります。新潟県におきましても、病床使用率が安定的に50%を下回るなど感染状況の改善が見られることから、9月30日までとしておりましたBA.5対策強化宣言を9月16日に前倒して終了し、9月26日からは重症化リスクの低い陽性者を適切に支援するため、陽性者登録・フォローアップセンターを開設したところであります。本市におきましては、感染状況の改善と県の宣言終了に伴い、同日9月16日に市の感染対策レベルを1段階引き下げ、レベル1といたしました。現在、高齢者など重症化リスクの高い方を守ることを中心としながら、社会経済活動と両立させていく新たな段階への移行が進められているところでありますが、その流れの中にあっても、基本的な感染対策の徹底、検査の効果的な活用、オミクロン株対応ワクチンの接種の促進など、今後の再拡大を想定に入れながら、新型コロナウイルスへの対応を進めていく必要があると考えているところであります。

次に、ワクチン接種の状況についてであります。4回目のワクチン接種につきましては、9月29日現在、約2万2,000人の方が接種を終え、接種率は対象者の78.7%となっております。基礎疾患を有する方、医療従事者等を含め、4回目接種の対象者への接種につきましてはおおむね完了したことから、10月からはオミクロン株対応2価ワクチンの接種を開始いたします。2価ワクチンの接種は、新型コロナワクチンを2回接種済みの12歳以上の方、約4万7,000人を対象として実施いたします。接種券等につきましては、10月3日から順次発送し、4回目の接種を行っていない方につきましては、10月中にお届けできる見込みであります。接種開始は、集団接種が10月の16日からとなりますし、翌17日からは個別接種を開始することといたしております。接種の予約についてであります。さきに行いました60歳以上の方を対象とした意向調査の結果に基づき、集団接種を希望された方につきましては、接種日時と会場を指定させていただいた上でお知らせすることといたしております。60歳以上で個別接種を希望された方、59歳以下の方につきましては、従来どおりインターネットもしくは電話、受付窓口で予約を受付いたします。市では、年末12月末までに対象者の8割の方には接種を終えていただけるよう準備を進めているところであります。さらに、4回目の接種を終えた方も一定の接種間隔を空けて接種できますので、接種券が届いた方は早めの接種をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、5歳から11歳を対象とした小児接種につきましては、3回目の接種が可能となりました。接種開始時期につきましては、10月中に開始できるよう、村上市岩船郡医師会及び各医療機関と調整をいたしておりますので、調整が整い次第、市報、ホームページ、SNS等を通じてお知らせすることといたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 議第 95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第95号から議第102号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第95号から議第102号までの8議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月14日午前10時から、市役所第1委員会室において、委員5名、副議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開会いたしました。

議第95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第

100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての8議案を一括して議題とし、担当課長から説明を受けた後、各議案の質疑に入りました。

初めに、議第95号について、委員より、定年前再任用ということだが、現行の再任用制度との整合性はとの質疑に、定年延長制度に該当せず、現行の再任用で65歳を迎える職員もいるが、定年前再任用制度に移行するという事なので、制度の内容は基本的に今までの再任用短時間勤務と条件も同様となるとの答弁。

委員より、賃金水準7割は国に準拠しているということだが、賃金が7割になることで定年延長した職員の役職や役割はどのように考えているかとの質疑に、管理監督職であれば副参事以下ということで格付をしていくが、室制を取っているので、室の中で副参事として業務を行うことを想定しているとの答弁。

委員より、現場の声を吸い上げながら真摯に進めてきたと感じるが、定年延長制度に関する職員アンケートの結果の受け止めはとの質疑に、日頃職員が定年延長に合わせて日常的な職務の中でいろんな考えを持っていると読み取ることもできたが、今後の仕事に対するやりがいや職場環境の改善が必要だと感じる。定年延長される中で、これまで培われてきたノウハウを発揮してもらうための新たな環境づくりも大切だと受け止め、十分に考慮しながら努めていきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第95号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号について、質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第96号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号について、質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第97号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号について、質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号について、質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号について、質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論な

く、起立による採決を行った結果、議第100号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号について、委員より、本市の退職手当の取扱いについては、新潟県市町村総合事務組合に委任ということだが、議会の手続は必要ないのかとの質疑に、市町村合併前は旧村上市では退職手当条例を独自に持っていたが、合併後は新潟県市町村総合事務組合に加盟し、同事務組合の議会で条例改正が審議される。なお、条例改正については、国に準じた形が主になり、年明けになる見込みであるとのことであるとの答弁。

その他質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第101号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号については、質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第102号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第95号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第101号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第102号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更について

議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第103号及び議第104号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております議第103号、議第104号の2議案については、去る9月20日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第103号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護予防のための重要な施設だが、利用者に対して十分な説明を行ったのかと質疑に、指定管理者より、廃止に向けた説明を行い、了解を得ている。今後は、新しい介護予防事業に参加できるように準備を進めているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第104号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第103号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議第105号 市道路線の認定について

議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例  
制定について

議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第105号から議第108号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

[経済建設常任委員長 尾形修平君登壇]

○経済建設常任委員長（尾形修平君） おはようございます。ただいま上程されております議第105号から議第108号の4議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月21日及び22日の午前10時から、第1委員会室において、委員6名、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第105号 市道路線の認定についてを議題とし、建設課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、定例会のたびに市道の認定・廃止の議案が出るが、申請から議案提出までの期間ほどのぐらいかかるのかとの質疑に、今回の市道路線認定申請は5月31日に提出されたもので、現地及び必要書類の確認をした後に議案提出となるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第105号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、農林水産課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求

めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第106号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、農林水産課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この施設は集会センターだと思うが、有償で指定管理をしているのはなぜかという質疑に、この施設は神林村時代にコミュニティセンターという形で設置されたものであり、コミュニティセンター条例で運営されている。その集落の施設ということだけではなく、地域一般に開放され、村上市民どなたでも使っていただけるような形で運営されているためであるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第107号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、二子島森林公園はマイクロツーリズムの促進や紅葉の見どころとして、市としても観光の在り方にはもっと力を入れ、新たな戦略として周遊コースの提案などを行っていく考えはこの質疑に、アウトドアブームということもあり、二子島森林公園の利用者が増えている状況である。今後もイベント等も考えながら利用の拡大をしていければと思っているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第108号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第105号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第107号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第107号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第108号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第108号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）

議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）

議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第109号から議第113号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会及び関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第109号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を

設置し、審査いただいたところです。

去る9月28日午前10時から、委員18名、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、審査をしたところではありますが、私からその審査の概要と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る9月14日、15日の両日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算特別委員会正副委員長、分科会委員、1日目4名、2日目5名、議長、議会事務局長、副市長、教育長並びに理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では、第10款教育費について、委員より、日本スケートボード選手権大会が行われるということだが、大会の規模はとの質疑に、エントリー数の想定として選手150名程度としており、内訳はストリート92名、パーク56名ということで予定している。その他選手関係者では150名程度、テレビ局・報道機関で100名程度を予定しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第109号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告。

次に、市民厚生分科会については、去る9月16、20日の両日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算特別正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長並びに理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第21款諸収入について、委員より、建物解体費用負担金の新規計上については、北中生活改善センターの老朽化による解体工事を行うに当たり、設計業務委託料の費用を併設しているいがた岩船農業協同組合と面積案分することによるJAの負担分とのことだが、解体工事についてもJAの負担分は34%なのかとの質疑に、設計並びに解体工事に係る費用については、面積案分で34%となったもので、今年度は設計業務について実施し、解体工事については令和5年度実施する予定であるとの答弁でした。

歳出では、第2款総務費について、委員より、空き家等管理不全防止対策経費で今回解体予定の5件の特定空家の所有者の負担責任はとの質疑に、3件については全員相続放棄をしており、1件は弁護士が相続財産管理人として管理、あと1件は生活保護を受けて施設に入所しているため、管理責任を負えない状況であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第109号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告。

最後に、経済建設分科会については、去る9月21、22の両日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員6名、議長、議会事務局長、副市長並び

に理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では、第7款商工費について、委員より、村上市民ふれあいセンターの測量設計等委託料は老朽化に対する調査とのことだが、今後どの程度の対策を見込んでいるのかとの質疑に、建築後26年経過しており、空調・照明・電気関係の設備・音響など、老朽化している部分が多いためである。優先度を考慮しながら計画的に改修していくために必要な調査であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第109号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会ではさしたる質疑なく、自由討議及び討論なく、起立採決の結果、議第109号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第110号について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第110号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第112号 令和4年度村上市

介護保険特別会計補正予算（第1号）については、先ほど報告いたしました議第104号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第112号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第111号及び議第113号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）を議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、蒲萄スキー場については、大雨災害の対応として2,240万円の補正予算を専決処分しているが、今回の補正予算で計上している分に関しては来年度以降も経営存続させる思いで予算化しているのかとの質疑に、大雨が降るたびに土砂が崩れてくる状況であることから、改修を検討するためのものである。今後の営業をする、しないにかかわらず、必要な措置であると考えているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第111号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の修繕は石綿管が原因かとの質疑に、管の老朽化によるもので、特に石綿管が要因となっているわけではないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第113号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。  
これから順次ボタン式投票により採決をいたします。  
最初に、議第109号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。  
〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第109号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第110号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。  
〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第110号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第111号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。  
〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第111号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第112号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。  
〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第112号は委員長報告のとおり可決されました。  
最後に、議第113号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。  
〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第113号は委員長報告のとおり可決されました。  
午前11時10分まで休憩といたします。

午前 11 時 00 分 休 憩

---

午前 11 時 10 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

- 日程第 7 議第 114 号 令和 3 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について  
議第 115 号 令和 3 年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議第 116 号 令和 3 年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議第 117 号 令和 3 年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について  
議第 118 号 令和 3 年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第 119 号 令和 3 年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議第 120 号 令和 3 年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第 121 号 令和 3 年度村上市上水道事業会計決算認定について  
議第 122 号 令和 3 年度村上市簡易水道事業会計決算認定について  
議第 123 号 令和 3 年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第 7、議第 114 号から議第 123 号までの 10 議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会及び関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算・決算審査特別委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第 114 号 令和 3 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第 114 号については、先ほど報告いたしました議第 109 号に引き続き、総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において審査し、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決したところでありますが、私からその審査の経過について主なものを報告させていただきます。

きます。

初めに、総務文教分科会については、歳入では、第21款諸収入について、委員より、スケートパークの広告収入だが、ナショナルトレーニングセンターに指定されたよい機会でもあるので、広告の掲載スペースの拡大や増収できるような取組はとの質疑に、現在具体的に示せるものはないが、ナショナルトレーニングセンターの指定を契機に、事業者をお願いしていきたいとの答弁でした。

歳出では、消防費について、委員より、防災士の昨年度新規の資格取得者は25名と確認できるが、現在の資格者総数は何名かとの質疑に、4月の段階になるが、251名で確認しているとの答弁でした。

また、委員より、防災士は地域の大切なキーパーソンになるが、年代別の研修などは行っているのかとの質疑に、30代もおり、女性も増えてきている。防災シンポジウムで発表された瀬波地区の方々を中心となり、今後も活躍していただけると感じている。出前講座も充実させながら、防災士の中でもリーダーになる方を養成していくことを考えているとの答弁でした。

第10款教育費については、委員より、公民館活動とまちづくり協議会との関係は重複するよう感じるが、行政として仕分け的なものは行わないのかとの質疑に、公民館活動と地域自治活動を分離していく必要性はないと考えており、お互いが役割を明確にしながら、住民の学びの場をどれだけ持ち、社会教育という観点から教育活動を行っていくことが重要だと考えているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第114号のうち総務文教分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では、第1款市税について、委員より、入湯税について、令和2年度と比較して549万円増加しているが、徴収率が5%近く下がっている訳はとの質疑に、徴収猶予している1社があり、その分が減となっているとの答弁でした。

歳出では、第2款総務費について、委員より、交流・定住促進事業経費で空き家バンク移住応援補助金を活用して本市に移住してきた世帯数はどのくらいあるのかとの質疑に、令和4年3月までの累計実績で、県内から18世帯、東北地方から5世帯、関東地方から21世帯、中部地方から4世帯、近畿地方、中国地方からそれぞれ1世帯の合計50世帯であるとの答弁でした。

第4款衛生費については、火葬場運営経費について、以前から老朽化に伴う建て替えの計画があると思うが、具体的な検討はなされているのかとの質疑に、詳細までは詰め切れていないが、概略としては今後の人口動向を見据えた上で、市内に何か所が適正なのか、箇所数と位置が検討課題となっている。情報を集めながら、しかるべきときに公共施設マネジメントプログラムに基づいて示したいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第114号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入では、第14款使用料及び手数料について、委員より、二子島森林公園の観光客の誘致に市として支援できることはどのようなものがあるのかとの質疑に、具体的な支援策は現在ないが、アウトドアブームなどを考慮していきたいとの答弁でした。

歳出では、第7款商工費について、委員より、ふるさと納税について、県内の動向を見ると南魚沼市や胎内市などは米がキーポイントになっていると思うが、現状と課題についてどのように捉えているのかとの質疑に、返礼品である市の誇る産物については物産会を通じて選定している。納税していただく方の見方というのは、商品に見合う量や質などに関心が高いと聞いているので、他市の取組を参考に本市の優位性がどこにあるのかを見極め、今後返礼品の内容を検討していくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第114号のうち経済建設分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、質疑なく、自由討議及び討論なく、起立採決の結果、議第114号は起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第115号及び議第116号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第115号 令和3年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第116号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第118号から議第120号までの3議案については、先ほど報告いたしました議第112号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、担当課長から議案の説明を受けた後、審査に入りました。

委員より、令和2年度と比較して保健事業費が大幅に伸びているが、その要因はどの質疑に、令和2年度はコロナ禍により特定健診の集団健診を中止し、個別健診のみで行ったが、令和3年度は特定健診を集団健診で行った。また、受診率向上のために温泉活用事業として受診者に温泉券を配布したことから増加したものであるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第118号は起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、本市で10月1日から2割負担となる対象者はどのくらいいるのかとの質疑に、被保険者数1万2,400人のうち1,518人で、12.2%が2割負担となるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第119号は起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、基金積立金約7,900万円計上されているが、本市の介護保険の規模からしてどのくらい確保するという基準はあるのかとの質疑に、決まった基準はないが、3年に1度の事業計画を立てていく中で、基金残高と徴収する保険料を勘案しながら保険料計画の中で決めていく。そのときの残高と緊急時の介護保険財政の運営を考慮しながら積立てを見越して計画を立てているとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第120号は起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第117号及び議第121号から議第123号の4議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに、議第117号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、スキー場の持続的な運営のためには市の負担を減らすことが大きな課題となってくる。営業努力がまだまだ足りないと思っているが、今シーズンに向けての改善策はどのように捉えているのかとの質疑に、昨年は3年ぶりの営業となったが、コロナの影響により小学校のスキー授業のキャンセルやイベントの中止があり、利用客が減っている。今年度は、イベントを開催できるような形を取り、市外にもPRしながら誘客に努めたいとの答弁。

委員より、昨シーズンは新潟日報のスキー場だよりの欄に蒲萄スキー場が載っていなかったが、今シーズンは掲載されるのかとの質疑に、新潟日報に掲載されていない理由を確認し、掲載依頼をしたが、システムの関係で途中から掲載することはできないとのことであった。今シーズンからの掲載については依頼をしているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第117号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第121号は起立全員にて認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議がなく、討論もなく、起立採決の結果、議第122号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、水洗化率は昨年度から2ポイント上昇しているが、水洗化が進まないのは費用の面も影響していると思うが、市の融資制度などはあるのかとの質疑に、排水設備工事の資金を融資する制度があり、それを利用していただいている状況ではあるが、多額の費用がかかることから、特に高齢者世帯では整備が進まない状況であると考えているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第123号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第114号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第115号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第115号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第116号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第116号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第117号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第118号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第118号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第119号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

[9番 稲葉久美子君登壇]

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言いたします。

令和3年度、ここでもコロナウイルス感染症との闘いが続いておりました。コロナ感染は怖いですが、当たり前のようになっていることと、コロナワクチン接種を受けていない人は今外出を嫌がっています。健康診断やコロナワクチンは受けなくても、病院だけは行きます。病気がこれ以上悪くなると困るからと、高齢になれば病院は必須です。高齢者が多くなってきたから財源が足りないと、あした10月1日からの窓口負担2割は、病院行きの受診控えを出してしまうだけです。今でも現役並み収入の人は3割負担。それに大きな病院を受診した場合の追加負担は、現在5,000円のところ、あしたからは7,000円以上となり、またマイナンバーカードを保険証代わりに使う新制度も始まり、負担増が始まります。また、来年には後期高齢者保険料の値上げを検討。取れるところから取れということでしょうか。負担を公平に分担する義務があるという言葉を使って、自分のことは自分で、自己責任を強調した福祉の切捨てにつながります。子どもと高齢者は、収入の心配なく医療費無料、誰にも気兼ねなく医療にかかり、介護も受けられる社会であってほしいと思います。令和3年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療制度に反対の討論をさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第119号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第119号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第120号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第120号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第121号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第121号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第122号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

最後に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第123号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

日程第8 議第124号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第9号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第124号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第124号につきまして、提案理由のご説明を

申し上げます。

議第124号は、令和4年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ92億5,550万円を追加し、予算の規模を493億3,890万円にしようとするものであります。

補正予算の内容といたしましては、令和4年8月3日からの大雨による災害に係る農地農業施設、公共土木施設等の災害復旧経費や被災された方への支援経費のほか、新型コロナウイルスワクチン接種経費を追加計上いたしました。

歳入におきましては、第11款地方交付税で特別交付税5億円を、第13款分担金及び負担金では農業施設分担金1億800万円を、第15款国庫支出金では公共土木施設災害復旧事業費負担金などで7億233万8,000円を、第16款県支出金では農地農業用施設災害復旧事業費補助金などで31億5,555万9,000円を、第18款寄附金ではふるさと納税寄附金1,282万6,000円を追加するほか、第19款繰入金では財政調整基金繰入金などで10億1,410万円を、第20款繰越金では前年度繰越金9,695万5,000円を、第21款諸収入では災害見舞金などで2,202万2,000円を、第22款市債では農地農業施設災害復旧事業債などで36億4,370万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で税務総務費職員人件費85万円を、第3款民生費では被災自動車支援事業経費などで1億4,635万7,000円を、第4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業経費などで1億6,396万7,000円を、第6款農林水産業費では農地等経費などで4億5,945万5,000円を、第7款商工費では産業振興対策経費5,120万円を追加するほか、第8款土木費では道路維持管理経費などで5,025万円を、第9款消防費では災害派遣職員人件費などで1億1,345万8,000円を、第10款教育費では体育施設経費などで1,692万9,000円を、第11款災害復旧費では農地農業施設災害復旧費などで82億5,300万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、地方債の補正につきましては、災害復旧事業債の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから議第124号の補足説明を受けるため暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午前 11時42分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで皆様に申し上げます。ただいま議題となっております議第124号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第9号）の質疑については、さきに議会運営委員会にご協議いただいたとおり、歳入及び歳出についてそれぞれ1人3回までといたします。

それでは、これから歳入について質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、お伺いします。

今回の主に災害復旧の関係なのですけれども、この予算書を見ると災害復旧費82億5,300万円で、そのうち特定財源が71億1,774万8,000円、これを合わせるとぴったりになるわけですが、今回の特定財源を抜けた分の村上市の市の持ち出し分を調べてみますと、一般財源の11億3,525万2,000円というのは基金のほうから持ち出した分ではありますが、そういった関係で市はどれだけ出したのだというと、この基金から来た分でもよろしゅうございますよね。財政課長、替わったばかりで申し訳ないのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 一般財源、多く今回計上してございます。財政調整基金、これを主に活用したということでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） その関係ですけれども、私今回、今年度の当初予算のときに代表質問でその話もしたのですけれども、そのときの課長は大滝課長だったのですけれども、年度末の見込みはどんなふうになりますかと私質問したのだけれども、覚えていると思うのですけれども、そのときには11億6,500万円を取り崩して予算を組んでいるため、令和4年度末で21億6,800万円をある程度見込んでいたというような答弁なのです。今回そのほかに今言った11億3,525万2,000円が増額になるわけですので、そうすると引き算すると大体10億円ぐらいになると、それでよろしゅうございますか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 以前答弁申し上げた時期とちょっとずれておりますので、若干数字はズれるのですが、このたび補正予算全て取り崩したという前提でのお答えになります。令和4年度末の残高が財政調整基金で15億3,000万円ほどになるということで見込んでおります。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 特定財源の中でも市債が36億4,370万円、これは災害ですので、致し方ないと思っていますのですが、私お昼休みにちょっと、平成23年度頃かなと思って、大体当時の地方債の年度末の残高照らし合わせてみたら、その当時の、平成22年か平成23年頃の、今回の三百六十何万円プラスするとそんなような状況になるのですけれども、その関係でお聞きしますけれども、今回の起債のあれは全額過疎債が適用になるのか、その辺お聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） このたびの災害に際して起債を起こすというものにつきましては、主に災害復旧事業債ということで、過疎債ではございません。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、歳入について幾つかお聞かせいただきたいと思います。

特別交付税5億円のことなのですが、派遣していただいた職員の人件費というような話もありましたけれども、5億円の算定根拠、どの事業、どの経費が対象になって、そこで幾らぐらいになってきたのか。質問が3つしか許されておりませんで、ゆっくり、分かりやすく説明していただければと思います。5億円の算定根拠ということで。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 特別交付税5億円ということで計上いたしております。内訳といたしましては、特別交付税、この中にルール分ということで、例えば災害派遣職員人件費の部分としては3,330万円ほど見込んでおります。そのほかに災害派遣職員の住居賃借料、これが130万円ほど、それから被災者見守り・相談支援事業部分、この金額として240万円ほど見込んでおります。今のお話のものを合計しますと3,700万円ということになりますが、そのほか特別交付税の中でも災害の特別事情分ということで、これは実ははっきりこの金額をいただけるという通知をいただいているものではないのですが、こういった災害に際しては上積みも、上増しいただくというようなこともございまして、現時点でその部分で4億6,300万円ほどを見込んでいるということでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 最後の上積み分がよく分からないのですけれども、続いてお願いします。

それでは、市債のところでは災害復旧事業債9本ですか、ちょっと調べて、充当率とか交付税の算入率とか、公共土木の関係と農地・農林の関係で、それぞれ何か率が違う、グループがあるようにも思うのですけれども、それぞれの充当率、グループによって100%とか90%とかあると思いますし、算入率についても違ってくると思うので、9本ありますので、一つ一つではなくても、グループごとというか、何番と何番と何番は充当率何%です、算入率が何%みたいなことでお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 今回結構数多く起債が上がっておりますけれども、この起債の充当率、それから交付税の算入率、それぞれ補助と単独でまた違っております。一番大きな金額のもの、例えば農地農業施設災害復旧事業債、こちらのほうでお話をいたしますと、補助の場合は、起債の補助裏について充当率が90%、こちらについては交付税算入率が95%。同じく農地農業施設の場合の、単独なのですが、単独事業費の場合については起債の充当率が65%、そしてこれに対する交付税算入率が47.5%。それから、次に大きな公共土木施設災害復旧事業債、こちらについては補助裏について起債の充当率が100%、交付税算入率が95%、それから単独の場合なのですが、単独の場合は事業費の75%程度ということで充当率がございまして、これに対する交付税の算入率、こちらが47.5%ということで、一番大きなものについてはそのような数字になってございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。時間かかるようですので、分かりました。

もう一つ、最初の特別交付税の上積み分の4億6,000万円、これはこの経費の何%ということではなさそうなので、なかなか算定難しいのかなと思うのですが、これは過去のほかのところの実績、災害に遭ったところの実績とか、上積みの算定根拠をもうちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 今ほどお話しの方の特別事情分ということで4億6,300万円ほど見込んだということなのですが、確かにルール分と違いまして事業費の何%が来るとお約束をいただいているものではございません。それで、過去、これは少し前の報告になりますが、災害のあった都市、そういった都市の財政事情がどういうふうになっているかというものがホームページにまとまっているようなものございましたので、そういったものを見させていただいております。それからあと、例えば大雪の場合、その場合も同じように特別事情ということで特別交付税のほうが増額になってございますが、例えば昨年度であれば通常ベースであれば特別交付税が10億円程度のところなのですが、5億円追加になって15億円程度の決算額になっておりましたので、そういったものを参考にさせていただいて今回計上いたしております。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、歳出についての農林水産業の、ページだと17ページになりますか、3項1目の内水面の被害についてのことについてお伺いしたいと思います。被害状況については先般の9月22日の記者会見という格好での資料で見せてもらいました。今回三面川、それから荒川、大川漁協という格好で、3か所の施設、それから稚魚等がやられているわけですが、今回補正に上がったのが三面川と荒川の稚魚、施設等が計上されておりますが、大川についての内水面の施設については今後どういうふうな状況を考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 大川の部分については、ウライが流されてというふうなことで現状のほうは確認させていただいております。漁協さんのほうに確認したところ、今年度のウライの部分についての修繕については、被災当初、地元の業者さん等に依頼はしたのだけれども、ちょっとできなかったということの中で、今年度については修繕については断念しているといったお話をお

伺っております。今後、今年の捕獲が終わった後に改めてウライの修繕をするというふうなお話をお伺いしておりますので、そちらについてはまた漁協さんと相談しながら支援について検討させていただければなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ちょっと議長、いいですか。

○議長（三田敏秋君） うん。

○7番（本間善和君） 私、もうそういう計画で結構なのですけれども、できればそこで付け加えて、やはり次年度になっても10分の10という格好で、地域の負担はなしで済むのかなと思うのですけれども、それ確認で、よろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） そちらについて、今のところはっきりと10分の10というふうな形ではちょっとお答えはできないのかなと思っておりますが、できるだけ、まずほかの漁協さんと同じような形での支援はしていければというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） では、次の項目についてお伺いしたいと思います。ページだと21ページになりますが、災害復旧費という格好で、11款でございます。3項1目に民生施設災害復旧という格好で、先般荒川の保育園等視察させてもらいましたが、災害復旧というのは私の認識では原状復旧というのが原則だと思うのですけれども、たまたま荒川の保育園の施設、今回ここで、経費の中でこれから設計、工事等を行うわけですので、現状を見たときに感じたのですけれども、保育園の中の床等については、近辺の市内の浸水等見ればこれやむを得ないのかなと思ったのですけれども、保育園の中にある非常用発電機ですか、あれが水没しているというのが見えたものですから、今回水没してしまって使えなくなっている本家本元の受電設備と、非常用に使わなければならない発電機が水没して使えなくなっているという格好でしたので、これは今後査定の段階で検討になると思うのですけれども、原状復旧だとまたやられるおそれがあるので、その辺のところ若干上げるという格好での設置ができないものか検討できないものか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今保育園のケースで議員お話しされましたけれども、保育園のみならず全ての公共施設、また民間の施設の皆さんもそうなのですけれども、例えば給湯器がやられたので、入替えをしたいと、原状復帰をしたい。そうしたときに、現状と同じ製品はない、それよりもグレードの高いものであれば設置ができるというような状況も実はあるのです。私のほうから、そういったいろいろなケースがあるものですから、現状復旧プラスアルファの、例えばグレードのアップ、またバージョンアップ、さらに災害に対応できる体制を整える。これは、河川もそうであります。

道路もそうであります。用水もそうであります。みんな全てのものが該当するのではないかということ国に直接今お願いをしています。これ査定終わってからでは遅いので、当然所管省庁並びに財務省のほうは今のルール分という形で当然来るわけでありませけれども、それでは同様の災害がまた起きますよということを直接お伝えをしながら、そこについての対応を今お願いしているところでもありますので、これから査定始まります。その前までに何とかその方向性を、ある程度制度として国のほうでもお認めをいただきながら、一定程度、全てというわけにはいかないのかもしれませんが、それら地元の傷んだ自治体が対応するところについて、国としてもしっかりとその意識で支援をしてくれということは、防災担当大臣、さらには岸田総理にも直接私のほうからお伝えをしております。これからもしっかりと努めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） よろしく申し上げます。

最後にもう一点、私ちょっと認識不足で大変失礼だったのですけれども、消防長、消防車両が今回3台修繕しなければならないという格好で、私1台はニュース等でちょっと知っていたのですけれども、どんな状況でこの3台が修繕、8月3日の豪雨で、修繕を要する状況だったのか、3台ともちょっと簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） ただいまの件ですが、1台めの化学車の件ですが、関川村に救助出動しておりまして、橋を渡る瞬間に崩れたということで、一緒に脱落してしまったという形です。あとの2台に関しましては、冠水道路を走ったことによりブレーキの不具合ということで報告を受けております。

以上です。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） では、お伺いします。

6款の農業振興経費の中で、農林水産業の総合補助金ということで、今回水没された機械の修理・修繕に関しての補助だと思っただけけれども、昨今の半導体不足で今年度末までに修理また整備がかなわないというような状況というのは、課長、考えられないですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 正直そこまでは配慮がちょっと欠けていたところではあります、今現在もう既に使わなければならない機械ですとかについては、農機具メーカーさんですとかJAさんのほうの修繕のほう入っておりまして、順次修理が進んでいるというふうにお聞きしておりますので、ある程度のものについては、今年度中というか、早急な修理が可能なのかなと。特に水没した機械の内容にもよるのですけれども、今議員がおっしゃるような半導体基盤的なところにある

ものについては、農機具そのものが常に雨や水とか土ですとか、そういう環境で作動させるものでございますので、ある程度水とかにつからないような、そういうものについては過信あったのかなというふうには考えておりますので、その辺についてはあんまり農機具さんのほうからもその点についての指摘ですとか不安なようなお話はお聞きしていないので、今の段階では今年度中に修理のほうは済むというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） この事業に関しては、ここに機械の修理・整備となっているけれども、基本的に水没して修理・整備するよりは新しく購入しようという人も多分中にはおられると思うのだけれども、そういう方に関しても対象になるわけですよね。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） メニューによりますが、基本的には使えなくなったものについての購入というか、更新は可能です。ただ、メニューによってはということなのですが、基本的には今壊れたものと同等のもの、要は規模を大きくしたりとか、機能をアップさせるというふうな形での更新は、ちょっとメニューによっては不可能ですけれども、1つのメニューについてはそういうものも可能なものもございますが、基本機械の更新は可能です。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今の質問に関連するのだけれども、第3款で被害自動車の支援事業ということで予算化されていますけれども、ここに載っているのは廃車と修理ということで載っているのだけれども、例えば事業所で5台水没したと、5台廃車にしますといったときに、ここに載っているのは廃車の経費だけだからあれだけれども、例えば5台あったけれども、3台購入するといっても5台分のやつが出るということなのね。廃車費用だから、5台分の経費は出しますよということではないのですか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） 資料にもありますとおり、廃車と修理と合わせて5台ということが条件になります。

〔「廃車と修理と合わせて」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（大滝慈光君） 失礼しました。もう一回。

廃車5台、修理5台が条件になります。

○12番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） このたびの補正予算を見ますと、原資は国・県からほとんど出てくるという前提でありますけれども、大きなものだとということを見まして、改めて今回の災害が大きなものであるということを実感しているわけでございますけれども、これから村上市民一丸となってこれを

災害前の状態に戻さなければいけないということで進めていかなければならないと、こう思うときに、今現在、今回の被災状況というのは全て把握されているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 罹災証明書の発行が日々更新されていきますから、全て今この時点で完璧だということを申し上げるのはいかなものかなというのはあるのですが、市では関係機関、また各都市・自治体の皆さんの協力、国・県の力をお借りをしながら、現在被災されている状況については現時点で全てを把握をしているというふうに理解をしております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 質問がちょっと言葉不足だったのかもしれませんが、罹災証明というのは住宅等に発行されるものだと認識しているわけですが、そのほかに農林水産関係の被災地もいろいろあるかと思えます。その全容が把握されているのかという前提で次の質問になりますけれども、今回の予算措置、あるいは専決で既に手当てされている措置で、今回の被災の全体のどのぐらいに今手当てされているのかなという、これは金額で出せとかきっちりパーセントで出せとかということは決してできないと思うのですが、市全体で把握している被災のうちどのくらい今手当てが済んでいるのだよという、おおよそで結構ですので、概算を教えてくださいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど私申し上げました罹災証明書が日々動いているというのは例えば、その1点を見てもそういう状況であるので、例えば市域全域の農地、林道、また林地、そういうもの全て、やっぱり奥に入れば入るほど出てきます。ですから、それを日々更新をされていっているのだということで申し上げた次第でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。これまで打たせていただきました専決処分補正予算、さらには今回ご提案申し上げている予算、これの総額、これが村上市の全ての今現時点での被災状況を捉えた形での予算ということになるわけですので、この総額については普通会計で135億円、これが今現時点で押さえている数字だということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） ありがとうございます。我々もこの災害に対して常に身近に捉えていきたいという思いから、今全体の何合目にいるのかなということを端的に知りたいなと思ったので、先ほどの質問となったわけです。そうなりますと、この先残る合目も、私はどのような計画・スケジュールを持っているのかという質問をしようと思ったのですが、なかなか日々変わるという中で答弁いただいておりますので、その質問もしたとしてもちょっと難しい答弁になるかと思えますので、これで終わります。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今申し上げました135億円、これが相当する、大きなというか、かなり全体像に近い状態だというふうに捉えています。まずこれまで取り組んできた応急措置、直ちに生活を維持するための手当てをしなければならない経費、それから今度は復旧に向けて、さらにはその後の平時の状態に戻すというところの復興、これを完成させる。これにつきましては、先ほど諸般の報告で申し上げましたとおり、タイムラインを現在策定中であります。これにつきましては、また明らかになった段階で議会のほうにもお知らせをしたいというふうに思っておりますが、現時点で想定されるのがやはり数年はかかるというふうに見ているところであります。また、先ほどご質問いただいた中で、例えば現在措置をしている事業であります災害復旧事業、これ当然年度内に終わらないケースもあります。これは、当然それを延ばして継続をしていく。ですから、例えば今回申請をしていただく、被災されたので、被害を受けたので、いろんな支援策を申請する。ところが、その申請は、ある程度期間を区切りながら皆さんから出していただきます。それについては、最後まで手当てをしていくということでもありますので、それが結果として年度をまたがった場合については、当然それは継続して支援を行っていくということになりますので、市としては全ての被災された皆様方の被災状況にしっかりと寄り添う形で対応をしていきたい、これを基本として現在復旧・復興に向けてのタイムライン、これを策定しているというところがございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○8番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 19番、佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） 1点お願いしたいと思えます。

補正予算の説明資料でお尋ねしますけれども、3款の被災者支援等事業経費609万7,000円と、こういう予算が出ておりますが、お聞きしたいのは、まず第1点が被災者見守り・相談支援拠点の設置というふうにあります。そしてこれを村上市社会福祉協議会に委託すると、委託先というふうに出ておりますが、どこまでのものを社会福祉協議会のほうに委託しようとしているのか。例えば相談施設を設置するだけではしょうがないわけだから、相談を受けるそのものを社会福祉協議会に委託しようとしているのであれば、ではどこまでの権限を社会福祉協議会に委託しているのかなど。要は相談はいろんなケースがあるわけです。それを社会福祉協議会で判断して解決できるような委託の仕方なのか、それとも中継ぎで、一々対策本部だとか福祉事務所だとかに照会しなければいけないのか、その辺の事業の委託の仕方、委託方法についてちょっとお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） この事業であります。簡単に申し上げますとつなぎのイメージを持っていただければいいかと思うのですが、相談を受けて社会福祉協議会で解決するというわけではなく、きちんとした解決できる機関につなぐという役目をお願いしてあります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君）　そうですね。いろんなケースがあるわけだから、それやむを得ないのかなと思うのですが、ただ当初、社会福祉協議会のほうにボランティアだとか災害用品の受入れというのですか、そういうようなのの窓口をお願いしていたと思うのですが、それでさえ、実のこと言うと、苦情とは言わないのだけれども、その対応についてどうなっているのだろうと、その答えが出ない。また、せっかく言ったけれども、これはもう頭打ちに駄目だ、もうそれについては終わりましたとか、こういう状態ですとかという、非常に事務的な部分で、もう少し相談する余地があるのではないかみたいなことが言われたことなんかもあるので、だからこういう場合の委託の仕方というのは非常に難しいなど。だから、つなぎということになると、ではそこでは聞くだけ、今度またおいでください、また今度こちらから連絡しますという、そういうふうなことになると、ちょっと被災者の人にとっては面倒なのかなという気もしないでもないのですが、そんなに手間を取らないような対処・対応をしていけるのか、またはいこうとしているのか、その辺ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（三田敏秋君）　福祉課長。

○福祉課長（木村静子君）　ボランティアセンターの関係におきましては、確かにそういう事務的な対応の仕方があったかと思えます。ただ、非常に混乱している中でやっていただいたので、なるべくそういう取扱いしないようにということでの再三要請はしましたが、もしそういうことがあったのであれば、大変こっちのほうでも遺憾でありました。ただ、今回の見守りセンターにつきましては、今までボランティア等で受けていた相談ありますので、その辺も踏まえながら、なおかつ相談を待っているだけでなく、訪問しながら、寄り添いながらやっていきたいと思っていますので、なるべく相談者に対して時間を取らないような形でお答えできるような形でやっていきたいと思いますが、やはりその場ですぐ解決というのはなかなか難しい問題もあると思いますので、間違ったことも言えませんので、そこは慎重に正確な情報を伝えていきたいと思っています。

○議長（三田敏秋君）　佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君）　受けた社会福祉協議会も大変でしょうし、また窓口で仕事をする行政の皆さんも大変なわけですが、先ほど市長からの答弁の中にもありましたし、今も課長もおっしゃいましたけれども、できるだけ被災者に寄り添うということはどういうことなのかということも考えながら、どういう対応が今の時期、今の状況の中で適切なのかということも考え合わせながら進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君）　17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君）　それでは、農業振興経費に関することなのですが、私もずっと農業関係どうなるのだろうと常々思っていて、課長には把握できてから聞こうかなと思って、ちょっと聞いたところが、確かに今回の農業機械とか、そういうの小まめに出ているのですが、農業関

係の施設、ビニールハウス、これ特に荒川地区が湛水して、烏川が堤防を越えて湛水が多くなったのですけれども、その中で今花角知事は、選挙の公約から、稲作だけでなくそういった園芸も取り入れた……

○議長（三田敏秋君） 簡潔に質問してください。

○17番（木村貞雄君） 農業ということで進めておりますので、荒川地区の、あれは園芸ではなくて花卉というのですけれども、花卉ね。花卉の事業なのですけれども、前もって栽培した分、たしか1回分やると5,000本植えるわけなのですけれども、それが全部水に浸って、捨てなければならないということになって、この災害には何も支援がないということで、収入保険のほうから出すしかないようなことなので、市長にそういったことでお願いするのですけれども、県のほうもそういったことがないということで、今本当に真面目にやっている若い人が、水稻一本でなくて何年か前から取り組んでいることでもありますし、今後の村上市の農業もそういうふうになっていかねばならないし、そういうことで若い人に少しでも希望の光を当てるような施策をお願いしたいということなのですけれども、市長、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今ほどの園芸の部分につきましては、昨日県の担当者こちらのほうおいでになりまして、新たな県のほうの支援策というふうなことの説明をこちらのほうにしていたいています。その中で、今議員おっしゃるような園芸の部分の再生産に向けた支援というふうなことの支援策が示されておりますので、そういったところでそういう被災された若手農業者等に対しても支援していけるのかなというふうには考えております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ありがとうございます。

それで次に、7款の産業振興対策経費の中には店舗の、今回やはり、それも荒川地区ほとんど、坂町駅の普通に店もいっぱいありますので、私もそこに行って話を伺った経緯もあるのであれですけれども、市でそういった災害の把握できるまで待つていられないということで、しかも小規模の店で、商売しなければ食っていけないというようなことで、そのような話を聞かせていただいたのですけれども、そこで前もって例えば冷蔵庫なんかを買ったりして、商売しなければならないというようなことで、後々になったのですけれども、今回はそういった後からでも申請手続きできるのですよね。地域経済振興課長に伺いますけれども。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全ての場面でそういうことが想定されています。ですから、現在市で提案しております支援策につきましては、全て今回の災害によって受けたダメージに対して支援をするということでありまして、当然遡りでやることとしております。その際に、私のほうからできるだけ、なかなか残念ながら写真撮れなかったとか、いろんな状況があると思いますので、それをどうい

ふうな形で合理的な証明につなげていくか、ご迷惑かけないように、被災されている皆さんにご面倒かけないように形で、何とかしてそれを整理をした上で、全てそういうご要望についてはお応えをしていこうということで全ての制度設計しておりますので、そのところは議員ご心配される部分、当然私どもも対応していかなければならないというふうに思っておりますので、その立てつけで対応してまいります。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） よろしくお願ひします。それらの今回補正に出ています農業機械とか、今ほど言った店舗の問題、これらの申請手続はいつ頃から始めるのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本日議会に予算ご提案させていただいております。この後、ご議決をいただけるようであれば直ちに着手できるような形で現在準備を進めております。ただ、市単独のもの、また県と連動するもの、さらにはいろいろな準備が必要なものもありますので、一つ一つのものについては早急に対応しながら、一刻も早く提案をしていきたいというふうに思っております。いずれにしましても、月替わりますので、10月にはその作業をしっかりと行えるような形で準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○17番（木村貞雄君） よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、予算書14ページ、被災者見守り・相談支援等事業についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

このタイミングで非常にいい事業を立ち上げていただけるのだなというふうに考へているのですが、まづ600万円の委託料があるわけですが、積算の関係として、人員体制、相談員何人とか、あと公用車というか、そういうのも含めて体制的にどのようなことを市のほうでは想定しているというか、要求するというか、その辺教えていただければと思ひます。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） この予算の609万7,000円ですが、約6割につきましては人件費でございます。職員2人を予定しております。1人は正職員、もう一人は臨時職員という配置になります。そのほかには、あと知見を持っている方、アドバイザーというのを委託しますので、その報酬、謝金です。それとあと、事務用品の支出であるとか、車については今現在車両もリースする予定になっておりますので、車両、それからコピー機であるとか、そういう事務用品の部分を全部入れまして609万7,000円ということになっております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それと、これは当然今年度の予算ということになりますけれども、あと半年

でなかなか支援相談終わるといふふうには想定できないと思いますけれども、こういう補助事業は国からあるわけではないのかなと思うのですが、今の段階ではあれですけれども、来年度はどういう体制を現時点で考えていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） この事業につきましては、国庫補助事業でありまして、補助率が2分の1となっております。国のほうでは、仮設住宅が設置されている間ということでの事業年度といいますか、期間となっておりますので、2年間ぐらいはできるものと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、最後なのですけれども、これお願いという形になりますけれども、社会福祉協議会のほうのホームページか何かで、予算がまだ成立しないうちに、あしたからセンター立ち上げみたいな、フライングかもしれませんけれども、大事なことなので、それしようがないと思うのですけれども、営業日というか、営業日は土日祝日というふうに書いてあったので、開館、開けておくのはそれでいいのかもしれませんが、やっぱりご家族の方とか保護者の方でどうしても夜とか祝日でなければ対応できない方もいらっしゃると思いますので、それは代休対応とかで、祝日だから、土日だから駄目ということではなくて、それは職員の方に負担のかからない程度で柔軟に、当然そういうふうを考えていただいていると思いますけれども、その辺最後をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 基本的には平日の8時半から5時というふうに、チラシできてはおりますが、上村議員おっしゃるように柔軟に対応させていただきたいと思いますので、土日であってもご希望いただければ対応してまいりますし、イベント的なものをするようであれば多分休みの日になるかと思うので、そこは職員のほう代休なり取っていただくということで対応させていただきたいと思います。

○1番（上村正朗君） 大事な事業ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 18番、長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 1つだけちょっとお聞きしたいのですけれども、内水面のことなのですが、11款と、それから6款、6款には稚魚とかに関する購入の支援、そして11款では中州公園内の種川の流木撤去工事ということなのですが、例えばこれから鮭のシーズンになって、このままで例えば河口辺りの川床は大丈夫なのかという心配があると思うのですが、このままでもって鮭が三面川とかそういう川に上ってくるということで大丈夫なのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 明日から鮭の有効利用調査とかも始まりますし、一応漁協さんとも

連絡を取りながらその辺の確認はしておりますが、漁協さんのほうから今議員おっしゃるような河口付近の堆積土砂で鮭が上ってこなくなるとかというような心配の声はちょっとお聞きしていないものですから、そこら辺の対応については今のところ考えていないところでございます。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 実は昨日、岩船漁協の支部長とかといろいろ話しましたときに、岩船漁協は例えば網とかそういうのが流木とかでやられたのかという話聞いたら、いや、沖のほうには流木とかは流れてこなくて、海岸沿いのほうに今回は寄ったのだという話で、網とかの被害はなかったのです。ですけれども、支部長あたりの長い経験だと、あれだけの大雨が降った形だと鮭はなかなか、水も汚くなったということで、自分の経験からして上らないのではないかという心配があるのだと。ですから、その辺を市のほうにもちょっと伝えてくれないかという話だったので、今日ちょうどいい機会だったので、その話させていただいたのですけれども、例えば鮭は匂いとかでもって川の、元の生まれたところに戻ってくるとかということも聞きますので、その辺の環境整備、もしあれでしたらきちんとしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今議員の話を伺いまして、漁協さんとその辺も含めた形で情報共有図りながら、鮭の遡上がうまくいくような形で物事進めていければというふうに考えております。

○18番（長谷川 孝君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第124号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第125号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第125号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第125号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第125号は、令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,540万円を追加し、予算の規模を1億1,480万円にしようとするものであります。補正予算の内容といたしましては、令和4年8月3日からの大雨による災害に係る復旧経費を追加しようとするものであり、歳入におきましては、第6款市債にスキー場整備事業債1,540万円を、歳出におきましては、第1款総務費の蒲萄スキー場運営経費1,540万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2表、地方債につきましては、起債の目的、限度額等について定めるものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第125号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第125号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第126号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第126号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第126号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第126号は、令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。補正予

算の内容といたしましては、令和4年8月3日からの大雨による災害により被災した上水道施設の災害復旧に係る経費を追加しようとするものであります。

収益的収入及び支出において、支出では、営業費用として応急給水活動及び配水管等修繕経費304万9,000円を追加するほか、営業外費用として応急給水派遣都市における給水活動費用として450万円を追加し、総額を10億9,331万8,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、企業債として災害復旧事業債2億2,750万円を、補助金として災害復旧費国庫補助金1億750万円をそれぞれ追加し、総額を8億9,923万2,000円といたしました。支出では、川部浄水場及び荒川地域の水管橋における災害復旧経費として工事請負費等に3億5,300万円を追加し、総額を15億7,846万9,000円とし、6億7,923万7,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第126号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第126号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第127号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第127号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第127号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第127号は、令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。補正

予算の内容といたしましては、令和4年8月3日からの大雨による災害により被災した簡易水道施設の災害復旧に係る経費を追加しようとするものであります。

収益的収入及び支出において、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金として392万7,000円を追加し、総額を3億5,261万8,000円とし、支出では、営業費用として応急給水活動及び配水管等修繕経費392万7,000円を追加し、総額を3億5,261万8,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、企業債として災害復旧事業債2億1,050万円を、出資金として一般会計出資金695万2,000円を、補助金として災害復旧費国庫補助金2,550万円をそれぞれ追加し、総額を4億8,135万2,000円といたしました。支出では、高根浄水場等における災害復旧経費として工事請負費等に2億7,035万円を追加し、総額を6億6,056万4,000円とし、1億7,921万2,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第127号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第127号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第128号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第128号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第128号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第128号は、令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。補正予

算の内容といたしましては、令和4年8月3日からの大雨による災害により被災した下水道施設の災害復旧に係る経費を追加しようとするものであります。

収益的収入及び支出において、収入では、一般会計からの繰入金である雨水処理負担金及び他会計補助金について資本的支出から組替えを行い、総額を39億1,300万円にしようとするものであります。支出では、管渠費に管路等応急復旧経費として委託料等249万円を、ポンプ場費に羽ヶ榎中継ポンプ場及び泉町ポンプ場における災害復旧費用として委託料等251万円をそれぞれ追加し、総額を39億1,300万円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、企業債として災害復旧事業債4億8,010万円を、補助金として災害復旧費国庫負担金2億9,990万円をそれぞれ追加するほか、出資金として一般会計出資金500万円を減額し、総額を42億9,696万9,000円といたしました。支出では、建設事業費に災害対応に係る備用品費として18万円を追加するほか、荒川浄化センター等における災害復旧経費として工事委託料6億5,000万円及び工事請負費1億3,000万円を追加し、総額を57億387万1,000円とし、14億690万2,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第128号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第128号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議員発議第7号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

議員発議第8号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第7号及び議員発議第8号の2議案は、いずれもコロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。これを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されました議員発議第7号及び議員発議第8号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る9月15日に開催された総務文教常任委員会の協議会で審査され、いずれも全会一致で可決された意見書の提出であります。新型コロナウイルス感染症が拡大し、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼしており、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり、家計の圧迫が懸念されていることから、コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けることができるよう、私学助成の増額・充実を要望するため提出するものです。

なお、意見書の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

議員発議第7号の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。議員発議第8号の提出先は、新潟県知事であります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、両議案ともに、上村正朗議員、山田勉議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者はいずれも高田晃でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第7号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第7号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第8号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議員発議第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員発議第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されました議員発議第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る9月15日に開催されました総務文教常任委員会協議会で審査され、全会一致で可決された意見書の提出であります。新型コロナウイルス感染症の拡大がいまだ収束の兆しが見えず、長期化する感染防止対策により、社会生活や地域経済活動に今もなお大きな影響を及ぼしている中、地方公共団体においては、感染防止対策や地域経済対策のほか、ワクチン接種業務、新しい生活様式への対応など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。今地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て・医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。今後も新型コロナウイルス対策、また近年多発している大規模災害への対応も迫られていることから、さらなる地方財政の充実・強化を要望するため提出するものです。

なお、意見書の内容につきましては、配付のとおりであります。

議員発議第9号の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、上村正朗議員、山田勉議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、高田晃でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任をされました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和4年第3回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 2時13分 閉会